第15回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時:平成19年7月23日(月)13時30分~15時30分

場所:弁護士会館16階来賓室

出席者:(委員)

副議長 井手雅春(株式会社朝日新聞社大阪本社社会グループ次長)

片山善博(慶應義塾大学教授)

清原慶子(三鷹市長)

ダニエル・フット (東京大学法学政治学研究科教授)

土屋美明 (社団法人共同通信社論説委員兼編集委員)

議 長 中川英彦(前京都大学大学院教授)

松永真理(バンダイ社外取締役)

宮本一子(財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活 アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問)

吉永みち子(作家)

(日弁連)

会 長 平山正剛

副会長 吉成昌之 細田初男 松本新太郎 氏家和男

事務総長 明賀英樹

事務次長 池田綾子 菰田 優

広報室室長 佐々木文

以上 敬称略

議事内容

1. 開会

(池田事務次長)

それでは、第15回市民会議を始めさせていただきます。日弁連側の今日の出席者をご紹介させていただきます。平山会長、明賀総長、吉成副会長、細田副長会、氏家副会長。 松本副会長は後にまいります。

それから、本日の配付資料について確認させていただきます。事前配付としては資料 8 5 「弁護士に必要なスキル」、出澤弁護士の論文です。それから参考 1 として、「法曹の質と検証方法に関する研究報告書」、それから事前配付では資料番号なしで、第 1 3 回議事録と第 1 4 回議事録案を配付させていただいております。

それから本日配付でございますが、84-7「裁判員制度への市民の積極的な参加を実

現するための要望書」の原案のためのたたき台というものを作成させていただきまして、これを配付させていただいております。それから、85-2「研修事業年間スケジュール」85-3「新規登録弁護士研修ガイドライン」85-4「2007年度倫理研修一覧」85-5「2007年度日弁連夏期研修実施予定」85-6「2007年度日弁連特別研修(ライブ研修)スケジュール」がございます。これが本日、お使いいただくための資料でございます。それから資料86と資料87お配りしております。資料86は、「第15回弁護士業務改革シンポジウムアンケートのお願い」でございますが、これは次回に使うことを視野においての参考配付であります。それから資料87、これは「平成19年度行政対象暴力に関するアンケート(自治体対象)(調査結果概要)」で、これも次回以降のための資料でございます。以上が、配付資料のご説明でございます。

それでは、中川議長お願いいたします。

2. 開会の挨拶

(中川議長)

それでは、委員の皆様、お忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。 本日は、高木委員が残念ながらご所用のためご欠席です。清原委員は30分ほど遅れてお 見えになると聞いております。

ということで、第15回の市民会議を開催させていただきたいと思います。最初に平山 会長に一言ご挨拶をいただきます。

3. 平山正剛日弁連会長挨拶

(平山会長)

先生方には、大変お忙しいところありがとうございます。今日もご出席賜りまして感謝 いたします。

前からフット委員に、日弁連の研修をもっとしっかりしなければいけないのではないかというお話を承ったりいたしておりました。実は、これからの我々の基本的な課題といたしまして、五つを整備いたしております。5 Kと言っておりますけれども、一つはやはり憲法問題です。二つ目は法曹人口増等、いわゆる規制緩和の問題。三つ目が研修問題です。四つ目が環境問題。五つ目が国際問題ということになります。特に、その中の研修ということにつきましては、英米では予算の2分の1をお使いになるというお話を聞いたりしておりまして、日本の弁護士もこれから人数も増えますけれども質を良く上げていかなければなりません。今までは弁護士法72条で弁護士は守られてきたようなところがございます。けれども、これからはそういうことではなくて質できちっと対応していかなければなりません。法律で守られるということでは消極すぎるということを考えておりまして、全力を挙げて研修に取り組みましょうということを申し合わせいたしまして、早速その計画を今練ったりしております。

また、客観的にも研修の方法は全国で我々がテレビ会議的なものでやれる状況が10月から始まりますので、毎週でも研修をやるということを考えております。ぜひこの質を高めて、皆さんのあらゆる要求、社会の要求に応えていきたい。こんなことを考えて着手するところです。これも先生方に毎回おっしゃっていただいております、「弁護士がきちんとそれぞれの場面で対応できるようにしてください。」という教えをやっていこうと、こんなことでございます。今日はそういう意味で、「これまでのご指導を我々は着実に受け止めましてやります。」ということを約束申し上げてご挨拶といたします。ありがとうございました。

4. 議事録署名人の決定

(中川議長)

どうもありがとうございました。それでは議事に入ります前に、ちょっと本日の議事録 のご署名人を決定いただきたいと思います。順番からいきますと、フット委員と吉永委員 なのですが、よろしゅうございますか。よろしくお願いいたします。

5.議事

(1)「裁判員制度への市民の積極的参加を実現するために」提言原案の作成について(中川議長)

それでは審議に入りますが、内容といたしましてはご連絡をさせていただいております会議次第の中に、議題が三つ四つございます。 1番目は、「裁判員制度への市民の積極的参加を実現するために」ということで、提案の原案を井手副議長に制作いただきましたので、その原案について少しご審議をいただくということにいたします。それから 2番目は、本日のメインテーマであります弁護士の能力向上と研修についてということです。それから 3番目の議題は庶務事項でございますが、第16回目の次の市民会議の日程、議題についてということにいたしたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の第1議案から始めさせていただきたいと思います。前回議論がございました裁判員制度実施本部の小野正典事務局長からご説明をいただきまして、裁判員制度への市民の積極的参加を実現するためにどうしたらいいかということで議論をいたしました。その結果に基づきまして、本日配付させていただいております84-7のとおり井手副議長に提言内容を制作していただきました。皆さん、議論をよくまとめていただいておると思いますけれども、この内容につきましてちょっと井手副議長のほうから説明をいただいた後に少しご意見を賜りまして、要望書という形にまとめたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。井手副議長、ちょっとご説明をお願いいたします。

(井手副議長)

最初にちょっとお詫びを申し上げます。本来であれば、早く作って事前にお配りしておかなければならないものだったのですが、ちょっと私の作業が遅れまして、当日配付になってしまった点をお詫びいたします。

それでここに書いた内容について若干補足的な説明をさせていただきます。基本的には前回の議論を踏まえて、その議論を整理しただけのことなのですけれども、まず第1としては、やはり今市民の間で相当広報は進んでいるのですけれども、一体何のためにこの制度をやらなければならないのかという実は根本的なところの疑問があります。それは私どもの新聞の「声」欄などを今回ちょっと調べてみたのですけれども、何のためにやるのかよくわからない。何かそれはいいことなのだろうけれども、そこら辺の積極的な意義がよくわからないというような声もありました。

その点について、これはフット委員と片山委員のご意見を中心にまとめさせていただいたのですが、要するに今、日弁連としてぜひ言ってもらいたいということは、やはり抽象的な市民参加の意義というものではなくて、やはりまず冤罪を防ぐという役割を果たしていただきたいのだということをきちんと市民に向けて言っていただいたほうがいいのではないか。それができるのは、まさに健全な市民の常識を裁判に反映する、いわゆるレイマン・コントロールというものを導入することが、一番そうした目的を達することにつながるのだというような趣旨で、この第1項目目をまとめてございます。

それから第2項目ですが、消極的になってしまう理由というのは、これも「声」欄を私も見てみたのですが、最初に案がまとまったときから、つまり与党案がまとまった2004年1月以降、定期的にずっと色々な声が出ているのですが、この守秘義務に対する不安感というのはものすごくあるのですね。これが出続けているというのは、やはりまだまだこのあたりに対する不安が大きいのではあるまいかと思います。今まで日弁連のほうでもこの間の資料を出していただきましたけれども、この守秘義務の範囲というのが必要以上に拡大解釈されると、市民にとっては負担になりますし、また、なりたいという人も減っていくだろうと。ここは、ぜひきちんとした歯止めをかけていただきたい。むしろ、裁判員を経験した方が、適切な範囲内できちんとその体験を伝えていけるようなそういう意識を持てるようにすることを、ぜひ心がけていただければというところをまとめております。

それから3番については、これはいくつか意見が出たことのまとめなのですけれども、今、様々な辞退理由が予想されております。その辞退理由をできるだけつぶしていくような形での対策を考えてもらえないかと思います。この間、会長のほうからもお話がありましたように、トヨタとか代表的な企業ではこうした有給休暇というものを付与するということも進んでおりますけれども、まだまだ弊社も含めましてそういう状態にはなっておりませんので、これを運動として、例えば弁護士の方々は多数の顧問会社を抱えておられると思いますので、そういったルートからも働きかけていっていただくようなことも考えられるのではないかと思いました。

それからベビーシッターとか訪問介護サービスというのは、そうした負担を抱えておら

れる方々が、その負担は辞退理由にはなっていますが、そういう方でもできるだけ出てきていただかないとやはり困るであろうと。これは片山委員がおっしゃったような、いわゆる今の地方議会のように一定の層だけが過剰に出てくるようなことでは困るので、あらゆる階層の方々が出られるようなシステムを作るべきではないかということでまとめさせていただいております。

ただ、この最後の項目にあります宿泊の問題については、どうやらちょっと私が知らなかっただけで、現実に検討されておられるようです。ここについてはペンディングにしたいと思います。

あと4項目目ですが、これは土屋委員のほうからございましたところを中心にまとめました。やはり公判前整理手続が、今回の制度を成功させるカギの一つになろうかと思います。今もまだ非常に試行錯誤的なところもありますけれども、ここは日弁連としてはきちんとチェックしていただいて、裁判員が取り組みやすいような審議ができるような体制を整えていただきたい。

それから、今一番の焦点になっているこの取調べの録画・録音、いわゆる可視化の問題を、ここについても触れております。ここでは、少なくとも逮捕後はというような形で今 法案化しておりますが、これについてはちょっとご議論をいただきたいと思います。

それから5番目です。これも土屋委員のご発言を中心にまとめさせていただきました。 やはり裁判員になる市民の方々の不安や疑問、それに応えるだけの相談機関を設立すべき ではないか。また、裁判官によって、例えば大阪の裁判所と青森の裁判所では言っている ことが違うだとかということにならないような体制を整えるべきだと。これはハンドブッ クやビデオの制作というのを検討するべきであるということも書かせていただきました。 基本的にはもちろん裁判所でも作るのでしょうけれども、日弁連がやはりしっかり関与し て、裁判所だけの理屈でそうしたガイドブックのようなものができたりしないようにとい う趣旨を込めてございます。簡単でございますが、以上であります。

(中川議長)

ありがとうございます。それでは、自由にご発言いただきまして、どの切り口でも結構ですから、ご意見をお願いいたします。

(片山委員)

よろしいでしょうか。先ほど井手副議長がいみじくも言われたのですけれども、裁判員制度というのが、国民の皆さんからは、何でそんな厄介なことをしなければいけないのかという、厄介者が降ってくるというようなイメージがあります。何とかスキップしたい、とみんな思っているのですが、やはりそこの理念というか裁判員制度のミッションというものが、広く国民の間に理解されるようなことが必要だと思うのですね。

それで、今、井手副議長がおっしゃったのですが、特にここに強調されているのは冤罪を防ぐということで、これはとかく法曹という専門家がある種の罠に陥るのではないか。 それを防ぐために例えば有罪であることをちゃんと専門家が立証できているか、説明責任 を果たしているかどうかをレイマンがチェックするという、これは一つ大きな意味があると思うのです。しかし、私がもう一つあると思いますのは、政治学的に言うと社会の自治だと思うのです。自治とはどういうことかと言いますと、いやなことでもやっぱりみんなが分担しなければいけないということです。人が人を断罪する、特に死刑とか無期懲役という話になりますと、非常に厄介なことだと思うのです。これを我々の社会は、一部の専門家に委ねているわけですけれども、その機能がなかったらこの社会秩序とか治安とかが守れないわけです。そういう厄介なことを一部の人だけに今まで任せておいて、我々はその厄介なことから逃れていますけれども、根源を探ってみると1人ひとりがその厄介なことを引き受けなければいけないということが、やはり自治の原理からあるわけですね。そのことをやはりもう一回思い起こしてもらうことが必要なのではないかと思うのです。

といいますのは、アメリカの民主主義を18世紀の終わりに研究したトックビルという人がおります。トックビルは、アメリカは何であんな広大な国で国王もいないのに、ちゃんと民主主義が成り立っているのかということを分析し、色々なことを書いていますけれども、自治というものが三つの観点でちゃんと草の根で成り立っているということを分析しています。一つは、各種の社団で、これは例えば宗教団体とか、慈善団体とか、そういうものが国家権力とは別なところで自治的に機能する。これが一つのトレーニングの場になっていると。もう一つが、狭義の地方自治ですね。ニューニシパリティなどの地方自治体が国家権力とは別のところでちゃんと成り立っていて、そこで民主主義を支える草の根の力が養われていると。三つ目が、実は陪審制度なのですね。陪審制度がやはり自治というものを支えている、国民が草の根レベルできちっと自分たちの社会を守っていく自治として活動し、機能している。

これらが集まったアメリカの民主主義社会というのを作っているのだということをクリアに書いています。日本の裁判員制度は、アメリカの陪審制度とはちょっと違いますけれども、やはり根底では似たところがあると思います。社会の厄介なことでも、きちんと自分たちで参画をして処理していく。それが民主主義の社会を支えていくのだということですから、この理念をもうちょっと我が国でも強調したらいいのではないかなという気がするのです。

法務省なんかのピーアールを見ておりますと、そんな厄介なことではありませんよ、大丈夫ですからねという、そんなことばかりが前面に出ているのです。私は、これは厄介でもやらなくてはいけないのですよ、というポジティブな意義の提示ということがないような気がするのです。もうちょっとそこのところを強調したらいいのかなと思っています。(吉成副会長)

副会長の吉成です。ここに書いていただいたものについて、私もほとんど異論はないのですが、一つ、この裁判員裁判を実現するという動向についての弁護士とか弁護士会の最後の思いというのを述べたいと思います。もちろん刑事裁判について市民の健全な良識を反映させる、あるいはそのことを裁判官に意識をさせるということも大事なのですが、も

う一つは、もっと広くこの裁判員裁判を通じて、司法そのものについて市民の関心を高めたい。立法や行政と同じようにこの司法というのが、三権分立という中で三つの柱の一つとしての機能を果たしているわけですし、あるいはそれをさらによりよいもの、より強固なものにしていきたいと。そのためにはやはり私ども裁判官、弁護士だけが司法について議論する、あるいはそれについて関心を持つというのではなくて、市民がこの司法について関心を持ち、その司法のあり方について様々な意見を交わし議論をしていただく。それが直接ではないかもしれないけれども、間接的に司法のあり方を変えていく、あるいは司法をよりよいものにしていくことになるのではないか。

まさしく、私たち日弁連はその市民の力をぜひテコにして、よりよい司法を目指していきたいと思っております。個々の事件についてよりよい裁判が行われるというだけではなくて、司法全体、それこそ裁判だけではなくて、物的、人的な設備の充実とか、そういったものも含めて司法に対する市民の関心を高め、その声を届けさせたいと思っているというふうに私は理解しております。ちょっとその辺のこともこの要望のどこかに潜り込ませていただくとありがたいなという気がいたします。

(中川議長)

今片山委員が言われました、要するに今議論になっているようですが、裁判員制度が権利か義務かということなんですね。権利であり、義務だということなのですが、片山委員もお話は少し義務であると。義務だという面も強調して、嫌がっている一般市民を少し引きずり出すというようなこともあるのですが、この点はいかがですか。他の委員の皆さんも、もしも同じような感覚であれば、それはやはり少しその辺のことも取り入れるべきかなと私も思っておるのですけれども。

(平山会長)

実は、私は今日片山委員のお話を聞きまして思ったことがあります。同じようなとこを をいたるところで申し上げているのですが、やはり自由を守るための保障なのです。その 保障料として税金を払うようなものだから、そういうふうにお考えいただけないかという のを一つだけ必ず申し上げて、色々なところで書かせていただいております。

ただ、これは裁判所などから見ますと受けがあまり良くなく、市民感覚の入った判断といいますか、裁判の適正手段、そのあたりにシフトしてまいりまして、なかなかここの自由の保障というところは、みんなが言いたがらない部分のような気がしている。でも、私はずっと言い続けておりまして、今、片山委員のお話を聞いて、非常に意を強くしたという部分がございます。やはり私はいかなる時代になるか、そんなふうにならないと思いますけれども、わかりませんよね。そういうときに、やっぱり刑事裁判に市民が入っているということの意味は、私はものすごく大きいと思っているのです。ですから、そのことを含めて我々の自由が保障されるという、そのためにみんなで税金を払うようなものじゃないでしょうかということを、絶えず申し上げておるのです。そんなところを今日先生方から話がありましたので、息を得て、申し上げておきたいと思いました。

(中川議長)

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(宮本委員)

今まではマイナス面がよく問題にされてきたように思います。自分が選ばれた場合はこういう困難なことがあるとか、乗り越えなければいけないものがあるとか、そういう面ばかり語られてきました。本当は市民がプライドを持ってやることなのだというポジティブな面が全然出てこなかったと思います。

だから、今おっしゃったように私も日本の司法は、立法・行政のうちでも最も力がなく、特にアメリカと比較すると、特に市民との距離が大きすぎます。それはやはり司法が私たちの生活からあまりにも遠ざかっていて、裁判に関わることはものすごくマイナスだというイメージがずっとあって、関心もなかった。そこをやはリー歩クリアするには裁判制度に市民が参加することは義務であり、私は義務だと思っていますけれども、権利でもあるし、プライドを持ってみんな参加しようという、こういう雰囲気を醸成するような何かものがほしい。あまり抽象的なことは書かないと井手副議長はおっしゃいましたけれど、やはりさっきおっしゃったような私たちが自主的にこの社会を、私たちが作っていくのだという、そういう何か理想のようなもの、その一つの手段が裁判員制度であるというようなことを入れてほしい。

10年ほど前から裁判員制度の導入を私たちグループでものすごく希望していたわけですから、それがいよいよ実現するようになって、あまりマイナス面ばかり言われると、私たちが願ってきたものは何だったのだろうかという悲しい思いがします。ですので、もう少し、選挙に行かない人も多いですけれども、やはりしっかり私たちが社会を作っていくのだ。今の言い方だと、政治を変えていくんだというそういう思いを伝えるようなパンフレットが全然できていないと思うんですね。だから、本当に片山委員のおっしゃったこと、それから今みなさんがおっしゃったようなことを私は盛り込んだ、まずそういう意識改革、インセンティブを与えるようなパンフレットが欲しいなと思います。

(吉永委員)

私のまわりを見ていても、我々の意識は変わってきていると思います。相当浸透してきているのだろうと思います。むしろ、今までどおりのアピールよりも、一歩進んだ私たちが、やはりそれでもなおかつ動けないネックの部分が何なのかを明確にして、そこをクリアするような進歩がほしい。今、反対するグループなどが明確に出てきていますよね。それに対してはちゃんとしたこちらの理念も、我々が積極的に参加をする、市民の目を司法に注ぎ込むということの意義を掲げた方がいい。

例えば守秘義務だけの不安、守秘義務だけでは自分が守れないよねという不安からもう一歩先の、もし万が一自分がこれはオーケーだと思ったけれども、これは守秘義務違反だというふうに判断したケースに、自分は一体それに参加したばっかりに何が自分の身に降りかかるのだろうかという、単なる漠然たる不安の一歩先の具体的なものが、私たち一般

の中にはもうすでに生まれている。

例えば、私たちは義務だと思ってやろうと思っても、じゃあ自分たちの中に辞退をしたいなという気持ちが問題にされているけれども、そうではなくて辞退をする気はなくてやろうと思っているのだけれども、会社では認めてもらえない。あるいは自分が行ってみたら、あなたはいけませんと何か忌避されてしまったときに、そのときに忌避されて帰ってきた人間が、お前何で選ばれなかったんだよという次の問題が、また自分の身に降りかかってくるといやだなと思っていた頃とは、質が今は変わっているのではないかと思います。求められるミッションに沿ってどこが阻害しているのかと。その阻害しているところの、かつては漠然たる意識だったのだけれど、その一つ先の何かを具体的に、ここについてこういうことをしてほしいという要望をしていかないといけません。もうあと2年を切っている状況です。

要望書も、例えばこの段階で要望することと、例えば1年を切った段階で取りかからなければいけないものとは、また若干違ってくると思うので、ここをどのぐらいまでの間にクリアをするべき問題として提起していくのかと。その提起した後にまた人の意識が変わりますので、そのときにさらなる残っている問題について、最終段階でまた提起するという形でやっていかないと、どうも何か毎回同じような感じのところに止まってしまっているような気もしております。

(中川議長)

今のお話は、もうちょっとピーアールをするにしろ、精神的なことばかりではなくて、 具体的にQ&Aというか、こういう問題が起こったら、どういう取扱いになるのかという ようなことをもう一歩踏み込んでやってほしいということになるのですかね。

(吉永委員)

シミュレーションなどの分析をきちっとしてもらうことで、非常に具体的なイメージができるのですね。報道を見ていて、裁判官というのはこういうことを聞くのかとか、例えば自分が呼ばれていって、こんなことを答えると辞退ができるということと、こんなことを答えると忌避されるということも、両方あるのですよね。だから、やる気になっているけれども忌避されてしまうケースもまたあると思うし、やはりそこのところでうまくいかなかった問題、もうちょっと分析をしていくほうが実になっていくかなという感じもしています。

(松永委員)

私が一番感じるのは、企業が本当に有休を出してくれるだろうか、ということです。ただ、今企業のほうも CSR という意識はずいぶんでてきているはずですから、私はこの理念をもっと企業から攻めていって、そうすると企業側も、これはきちんと組織の一員として、社会の一員としてこれを有休として認めていこうという動きになると思います。企業に言っていけば、あと個人の個々の問題はまたケアしていくことにして、何から攻めていくかといったら、やはり他の企業もみんなそうですよと。これは例えば女性の出産・育児休業

制度みたいなもので、みんな取りましょうということを企業が言ってくれれば、今だいぶ 取れるようになってきましたから、それぐらい変わっていくと思われます。

(吉永委員)

トヨタでしたでしょうか、有休を出すということをおっしゃっていますよね。ああいう ことをもうちょっとピーアールしてはどうかと思います。

(平山会長)

その点は、非常に進んでいるように思います。

(吉永委員)

今何社がオーケーしていると、そういったデータが何か出てくるといいですね。ある種、 半数近くなってくると、みんな雪崩を打つように、自分たちもとなりますから。

(平山会長)

非常に雰囲気としては出てきているなと感じておりますね。

(宮本委員)

大企業はいいのですよね。

(平山会長)

問題は中小企業ですね。

(宮本委員)

大企業は90何%ということです。

(平山会長)

そうでございますね。明日の手形代金をというところが、なかなか難しい部分がまだあると思いますけれどね。大きな企業は、ほとんど参加するという感じになってきています。 (中川議長)

今のお話もやっぱり理念をきちんと理解してもらうということにつながってくるわけですね。企業の場合は損得で考えますから、今の産休の問題などは結局人が取りにくいということで、じゃあ取りやすくするためにというふうに進んでいくのですね。この裁判員制度は別に何もプラスがないわけで、だから結局、理念というか哲学を理解しないとなかなか原動力にならないのでありますから、やはりさっきの議論に戻りますけれど1番の問題ですね。

(清原委員)

遅れてきて失礼申し上げました。ですから、ちょっと片山委員のご意見を聞いていないのですけれども、私も刑事裁判員制度の検討会の委員をさせていただいた経験から、ちょっとこのタイミングで改めて発言をさせていただきたいと思います。土屋委員に後で不十分な点を補足していただければありがたいと思うのですが、司法制度改革推進本部の検討会のときに、私はいわゆる法律の専門家ではない立場で検討会の委員に参加をさせていただきました。そのときに、法曹界の最高裁判所と検察庁と、そして日弁連の委員の皆様、そして専門の刑事訴訟法等の専門家の先生方が議論をする中で、私はいつも素人として素

朴な質問や問題提起をさせていただいてきたのですけれども、一つ私が思いました大変重要なポイントは、先ほどからご意見がありましたように、理念あるいはこの裁判員制度導入の根本的な理由というものに関して、常にやはり明確に示していかなければいけないということです。このことについて、私は大変賛成で、具体的に実施の期限に近づけば近づくほど、具体的な様々な部分が詳細化していくということが重要だと思うのですが、併せて具体的な課題を解決していくときの方向性を示すときに、いつもよりどころとしなければいけない裁判員制度導入の根源的な意義である「司法制度を国民に身近なものにする」というところが、繰り返し繰り返し言われなければいけないと思います。

私は、実は裁判員制度検討会の当初は大学の研究者でございましたので、私は常日頃「政治への参加である投票権」、それから「行政への参加、協働」ということはかなり広がっているけれども、司法制度だけが三権分立の中で国民に総体的にはなかなかその制度の担い手に素人がなることが難しい部分であった。しかし、裁判員制度の導入については、法曹三者の皆さんが改めて国民に身近な司法ということを決断されて、協働して進められている方向性は、まさに公正な法治国家を、司法の確立によって、さらに強めていくために取り入れられたということに他ならず、参加とか、「協働」という場合は、どちらかと言えばそういう意味では権利という部分、すなわち当初は司法への参加権ということで強調された傾向はあったかもしれません。

けれども、そのことについては、より素人の普通の国民が、例えば議会に参加するとか、あるいは行政の様々な審議会や、あるいは市民会議に参加するとかということで、改革が進んできた経過から、必ず司法制度にも普通の人が参加するということが、それを公正で正しいものに導いていく、当たり前の方向があるということだと思います。私も権利か義務かということであれば両方であるというか、権利を尊重していくためには、あるいは保障していくためには、必ずその権利を与えられた者が、その機会を有効に活かしていくということによって、その他の人の正しい人権を尊重していくのだという、ちょっと繰り返しになりますが、そういう部分についてはやはり永遠に標榜し続けなければいけないと思います。

各論については、私は吉永委員がおっしゃったとおりで、やはり特に日弁連のお立場からは、明確にこの時間軸の中でこういうことをはっきりとさせていくことで、国民・市民の皆様に無用な誤解やら、あるいは障害を取り除くということが有効になると思います。 広範な啓発の時代から各論へのちょうど今年後半がターニングポイントであると思います。 それを強く言えるのは一番普通の素人の方に近い日弁連の皆様の役割ではないかなと改めて思いました。

その意味で、私もポジティブにこの要望書の中でも書いていただくことが必要かなと思いました。それからもう一つ、ただ1点だけ、違いがあるなと思いましたのは、例えば国会議員に立候補しますとか、市議会議員に立候補しますというときに、もし落ちたら戻っておいでという企業というのはなかなかないかもしれない。私自身も実は大学を辞めて市

長選挙に臨んだわけですけれども、あるいは行政の職員になるときには兼職はできませんから、一旦短期間でも行政の職員になるときは、やっぱり席を除いて民間から来られることになります。ですから、二重席というのは難しいのですが、司法制度への参加である裁判員のときは、社員であったり、公務員であったりというところの職は保障されて、それでこの参加もできるという積極的な面はあるかと思うのですね。

まだ私は市長と言う職にある間は、実は裁判員には選ばれないのですが、片山委員は今回、大丈夫になりましたよね。ですから、ぜひ活かしていただくためには、企業のみならず、様々な団体でやはりこの権利・義務を活かすためには、本当にその組織が非常に社会的にその制度を保障することがポジティブあるということを明確にすべきです。あまりいい例ではないですが、障害者雇用率というガイドラインがありますけれども、裁判員の場合はランダムサンプリングですから、その企業から何人の人を裁判員に出したからといってそれで自慢するというのは不適切かもしれませんけれども、本当に裁判員を柔軟に出すということが企業のイメージアップにつながるように、例えば私たちのような公共団体と契約するときの企業の入札の要件の中に、裁判員制度に対しても積極的に取り組んでいるというところが評価されるようなことも有効であり、これも各論に入るのかなと思いました。

まとめますと、やはり理論というか理念というところは、永遠に標榜をし続けていただいた上で、日弁連の視点ならではの時間軸に沿った各論といいましょうか、それを具体的に、今回の要望書で終わりではなくて、そのつどのタイミングで出していくということが有効ではないかなと感じました。

遅れてきましたので、ちょっとそぐわないところがあったかもしれませんが、以上でございます。

(中川議長)

ありがとうございます。他の委員の方、いかがですか。

(フット委員)

議題のところは、まさにこれまでの話と全く同感ですが、要望書の作成のことから考えますと、場合によっては司法制度改革審議会の意見書に使える言葉があるのかもしれません。その意見書には、確かに国民的基盤という大きな柱の説明のところでは客体意識から主体意識へということもありますので、あるいはそういったところで使える言葉も出てくるのではないかと思います。私のほうから4点目と5点目のあたりに細かいことですけれども申し上げます。4点目は、まさに取調べの録画・録音が今話題となっていますが、もう1点、公判前整理手続で非常に重要な意味を持っているのは、証拠開示制度だと思います。それは、証拠開示を拡充するということになっていますが、具体的にどこまで広げるかというのが、かなり重要な意味を持っていると思います。特にわかりやすい裁判の実現のためには検察側の手持ちの証拠のより広い開示が必要であると思いますので、そういったところを多少追加していただければありがたいと思います。

それから 5 点目は、弁護士から確かに市民に一番近いという意味で色々なアドバイスなど、あるいはハンドブック等を作成したりすることです。弁護士会にできるのかもしれませんけれども、中立の観点から考えますと、どこまでできるのかというのは、ちょっと私は気になった点ではあります。以上です。

(中川議長)

ありがとうございます。確かに 5 点目はそうなのですね。これは私もちょっと気になっていました。今井手副議長のおっしゃった趣旨は、弁護士会、日弁連が主導して、裁判所なり、検察と協力して、そして国民にわかりやすいものを作るかどうかとおっしゃっているわけで、弁護士会プロパーのものを作れという趣旨ではないというふうに理解しますとわかりやすくなってくるし、司法支援センター、法テラスなどもございますが、ああいうところも組み入れて考えることもできるということではないかと思っていますので、フット委員のご意見はよくわかります。

(土屋委員)

抽象的な話というより、むしろ法案に即して具体的にこんなのはどうでしょうというようなお話をしたほうがいいのかなとそんなことも思います。まず、1点目のところでは、ご指摘がこれまであったように、いわゆる司法の民主的な機能を強めるという実験的な意味合いというのは、やはり必要なのだろうと思いました。説明文の2段目、後ろのほうですけれど、「司法への市民の信頼を高める」というところにちょっと挿入したらと思いまして、「司法への市民の信頼を高め」、その後に点で切りまして、「司法の民主的機能を強めることにつながる」というような、総論的な意味づけをしたらいかがでしょうかという提案をしたい。

それから 2 点目は、項目の 2 なのですが、ここは私もちょっと気になっていたところなのですが、下から 2 段目のところに「多くの市民が」とありますけれども、裁判員の経験を活かすところなのですが、その意味合いについて、積極的に裁判員になろうとする意識を持てるようにするというだけじゃなくて、「司法への理解と関心を深めて」という言葉を入れたらいかがかなと思います。「多くの市民が司法への理解と関心を深めて積極的になろうとする」というようなことを書いたらいかがでしょうかと思います。

それから一番下のところなのですが、5項目目のところの下から2段目のところに、「担当する裁判官によって裁判員の職務内容についての説明にばらつきが生じないように」と書いてありますけれども、ばらつきの問題というよりは、むしろ担当する裁判官が裁判員の職務内容について十分な説明ができるような具体的な説明案だと思います。前回確か私の記憶では、具体的な裁判員に対する説明案みたいなものを作ってくださいというお話をしたのですけれども、そういうようなことを入れていただければと思います。それで一番最後のところで、それはできれば法曹三者でそういう協議をしてそういうのができるように検討すべきではないかという、そういう提案をしたらいいかなと思います。

(平山会長)

今、法曹三者と協力をできることは協力してこれを進めましょうということで、例えば 1 0 月 1 日から 1 週間を裁判員制度の広報の週間にするぐらいの意気込みで取り組もうというようなことを話し合ったりいたしておりますので、できるだけ違いを言っているより、協力してやりましょうと。ただし、弁護士会としては、この部分はやはり独自に言いますよという部分は、そうさせていただくということで取り組んでおりますので、ぜひ先生方のご意見を入れていきたいと思います。何となく立ち上がりのところから、裁判所は立ち上がるまではちょっとどうかと思っておられたところがありますし、検察庁は非常に進んだとかありましたけれども、今は呼吸としてはこれはやるのだと。それにはそういう広報その他についても、できるだけ協力できることはやりましょうと、このような方向として行っております。今日のご提案は非常に重要で、我々が立ち上げる状況かなと思いますし、状況としては持っておりました。できるだけ取り入れさせていただきます。

(宮本委員)

細かいことで1点申し上げます。4番ですが、これは市民会議ですから、私はなるべく 法律用語は使わないほうがいいと思うのです。公判前整理手続というのは、もう少し砕い た言い方にしてほしい。それから裁判員裁判対象事件というのは、例えば裁判員裁判の対 象となる事件とか、もう少し工夫していただきたいです。

(井手副議長)

宮本委員の顔を思い描きながら、可視化という言葉はやめました。

(宮本委員)

もちろん、弁護士会に対する答申ではありますが、やはり外へ出ることもあるし、同じような用語を使うことはないと思います。

(平山会長)

こういうご要望いただいているということを外に向かっても発表していきたいと思っています。

(宮本委員)

今、用語について検討を行っていて、難しい用語をやさしくしようという運動も起きているところですから。もう一つ、充実した審理参加というのはもうちょっとはっきりわかるようにしてはどうかと思います。あまり時間をかけないでするという意味でしょう。

(井手副議長)

むしろ、例えば疑問に思ったこととか、何かを評議の場できちんと言うことができる。 また、そうしたことが議論の中に反映されて深まっていく、要はまさに普通の素人が入っ たという意味があると思います。

(宮本委員)

そうしたら、「充実した審理ができるよう」としてはどうでしょうか。「参加」はいりますか。

(井手副議長)

そうですね。

(宮本委員)

細かいことで、申し訳ないけれど。

(井手副議長)

いずれにしろ、そこは少し具体的な表現を入れたほうがいいと思いますので。

(宮本委員)

ちょっとイメージがわかないものですから。

(中川議長)

はい、素人でも同じように同じ資料と判断材料に基づいて、十分審理ができるようにという趣旨だと思うのですね。

(吉永委員)

最初の部分の要望の趣旨というところというのは、大体この頭で何を言わんとするかというのが決まるすごく重要なポイントなのだろうと思うのですね。私は、今日、片山委員の話を聞いていて、やはりそうだよなというように思いました。私たちは厄介なことだという意識をどうにかしてクリアしないといけない。厄介なことではないですよと言われると、どうしても厄介なところをほじくり出したくなるのですよ。不安はなくしますよと、まだ不安があるというふうになっていってしまう。これがすごく目から鱗が落ちるようなお話だったのですね。

ですから、むしろこの刑事裁判に参加することに市民の不安感はあるのは当たり前なわけでして、それをなぜいやなのか。試験なんてやるのはいやだ。それはまさに厄介なことなのだけれども、そこで私たちがきちっと参加をしましょうよということを訴えていくべきだと思います。それがミッションであるとするならば、むしろここのところにやはりより積極的にこの期待される役割を果たすために、市民の不安を取り除くためにというのは今までと同じ発想だと思いますので、ここのところの言い方を逆転させたらすごくインパクトのあるものになっていって、それを阻害するものを取り除くための要望をしていくという我々の姿勢もすごく明確になるのかなと思いました。

(井手副議長)

そうですね。

(中川議長)

同じことを僕がいつか法務省で言ったら、まだ早いと言われました。だけど、早いとか遅いとかの問題じゃなくて、実際にそうなのではないかと。ピーアール作戦としては、あんまり早く言いたくないというのが意見だったように記憶しているのですが、さっきおっしゃったようにもうそういう時期は過ぎています。

(松永委員)

もう反対者がアピールを始めましたから。

(井手副議長)

逆に制度的な理解というのは当進んできていますから、今こそきちんと理念を言えば、 それを消化していただけるという時期になってきているのかもしれませんね。

その意味では、ここは全面改稿ですね。

(中川議長)

それでは時間もまいりましたので、ちょっと今の議論、特に第1項を中心に、あとピーアールの問題、あるいはフット委員の言われた証拠開示とか中立性の問題含めまして、ちょっともう一度井手副議長にお願いをして改訂をいたしたいと思うのですが、あんまり時間もかけておられませんので、改訂後のものはもう一度審議する必要もないと思いますので、私と井手副議長にお任せいただくということでよろしゅうございますか。

それで出来上がったものは、できるだけ事前にお配りして、ここぞというところはもう一度メール等でご意見を伺うということにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(土屋委員)

議長、ちょっと大変小さいことで恐縮ですが1点だけ。4項の一番最後の裁判所、法務省にも働きかけを強めるべきであると。この昔からの裁判所、法務省に加えて、検察庁も入れてはどうでしょうか。

(井手副議長)

なるほど。

(中川議長)

土屋委員からもご意見をいただきました。

(明賀事務総長)

土屋委員が最後に言われた5項のところの説明文というのは、5月と6月に裁判員規則の制定諮問委員会がありまして、規則で大体こういうのを標準として説明するというのも一応作っていますので、それにプラスして今度はこれでやるべきだといったところがあれば、そういう形で言っていただけたほうがいいかなと思います。

(井手副議長)

媒体、説明する手段として今のところどういうものを予定していますか。

(明賀事務総長)

説明案自体を決めたのは東京地裁でして、5月か6月の規則のときに決めたのは、こういう形で標準的に裁判員の果たすべき役割、どんなことを注意して臨んでもらうかということの一つの案みたいなものを示して、これを参考に各地で工夫してくださいという内容のものが5月、6月の段階での案なのですね。

それからあと、裁判員に対する質問票としては書面での質問としてはこんなことをしますと。事案によって、例えば死刑が問題になるような事案についてはこういう質問をしたらどうでしょうかという一つの案です。あまりバラバラにならないように、なおかつあまりプライバシーに踏み込まないようにする一つの案を示していますから、それをむしろ質

問を受ける側から見たり、説明を受ける側から見て、こういう点をもっと充実すべきであるかとか、それからこういう点はもっと気を付けるべきであるというのがあれば書いていただければありがたいなと思います。

(井手副議長)

1点、ご参考までにですけれども、松永委員のところから出ました企業への働きかけですけれども、休暇については相当広まっているようなのですが、これちょっと政府といいますか、九州で出た案なのですけれども、休暇でなくてむしろ勤務扱いにするというような事例もいくつか企業で出ているようです。例えば出張などに準じて扱う。休暇となると全く私用になってしまうので、事故に遭ったときなどの対応などに問題になるだろうと。そういう意味では勤務扱いにしたほうがいいのではないかというようなことを、向こうの方では言っているようです。こういうような動きもかなり広がっています。

(中川議長)

市民の義務を果たすという観点からいくと、そういう仕事に就く、出張という職務とは違うのですけれども、させなければいけないことをさせるわけですから、企業としてはどっちにするかは、考え方一つなのですよね。そのかわり、勤務扱いにしますと出張旅費及び日当は会社が払うことになります。そうすると裁判所からもらう日当を会社に戻すのかどうするかという、そこのところの取り扱いはきちんとしておかないといけない。

ただ、さっきどなたかがおっしゃいましたが、非常に企業というのは競争していますので、そこのところを逆にとって、どことどこはこういうふうにやっていますよというのをピーアールしてもらったほうがいいように思いますね。そうすると、私のところはどうも遅れているというセンスになってまずいなというようになると思います。ただ、ちょっとあまり正当なやり方じゃないのかな。

(平山会長)

もちろんそういうところがございますよね。ですから、私も必死になって色々なところ へ行ってお話ししますと、そうかと言っていただけるような感じはありますよね。非常に 大事なことだろうと思います。

(中川議長)

それではこの議題は一応これまでといたしまして、次の議題に移りたいと思います。

(2)弁護士の能力向上と研修について

(中川議長)

ただ今、松本副会長がお越しになりましたので、本題でございます「弁護士の能力向上と研修について」という議題に移りたいと思います。松本副会長、ありがとうございます。 それではこの件に関しまして、まず松本副会長から日弁連の現在の研修、あるいは取り組み、それから今後の検討などにつきましてご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(松本副会長)

松本でございます。遅くなりましてどうも失礼いたしまいた。今ちょうど私も倫理研修 を受けておりました。終了時間までおりませんと単位になりませんので。

まず、研修の概要についてご説明をさせていただきます。その上で現在考えている内容について、また併せてお話ししたいと思います。資料85-2の資料をご覧いただきたいと思います。ここに倫理研修から幾つか研修がございますので、この内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず一番上の倫理研修でございますけれども、これは弁護士倫理の問題、現在弁護士法とそれから日弁連の職務基本規程というのがございますので、そういう内容に従って研修をするという形になっております。この対象は、新規登録弁護士はその下の新規登録弁護士の研修の中で行いますが、それ以外に5年、10年、それ以降20年、30年、40年となります。今日50年という方もいらっしゃいましたけれども、最初は5年、その後は10年ごとという形で対象者を指定しております。

実施方法といたしましては、各弁護士会か、あるいは8つのブロック単位でそれぞれ行っております。実施時期についても、それぞれまちまちでございますけれども、ブロックにおきましては、大体夏の研修のときに一コマ設けていただいているという形をとっております。

先生方には、あまり直接関係ないかもしれませんが、大体年間のスケジュールなのですけれども、この倫理研修で見ますと12月のところに各会、ブロック宛に次年度の予定等を公開するということからスタートいたします。その後、3月のところにありますのは、前年度の集計ですが、その他に次の年の予定等を出していただいて、それから4月以降に各会員等に通知をしたりするという作業をしております。6月から8月のところに倫理研修の実施の報告とか、受講者の証明書のようなものを発行されるのですが、それが書いてございます。これは6月とか8月に限られません。それぞれ終わった後にやるという形になります。

後でご説明申し上げますが、同年度から代替え措置、要するにこの研修に出られなかった方につきまして、補講というような形でeラーニングというシステムを受け付けて実施するという形をとっております。今年からそういうふうにするということにいたしました。それが倫理研修であります。

それからその次は、新入会員の新規登録弁護士の研修がございます。これは、現在、若干司法修習の修了が二つに分かれている関係で2回ございます。ここにありますように、一応講師の説明を7月の後半、今年は7月31日に行いました。現行試験といいますか、旧試験と申しますか、今までの司法試験の形の修習の修了者というのは、9月4日修了ということになりますので、そこでその時期に研修を開催するということにしております。それから法科大学院を修了した方についての修習は12月の後半に修習が修了いたしますので、その後に研修を開催するということになっております。

この研修につきましても、各弁護士会、あるいはブロック単位で行っていただいております。当初は日弁連で実際にクレオに集まっていただいてやっていたのですが、人数が多くなりまして、とても収容しきれないという状況になってしまいました。ということで、 弁護士会、あるいはブロックごとに分けるという形をとっています。

これにつきましては、新規登録弁護士の研修については5月の頭のところに日弁連開催研修予定というのが薄く書いてあると思います。これはどういうことかといいますと、それぞれ60期、新60期が修習を修了したときに研修を行いますが、これはあくまでも新規登録をした弁護士が対象なものですから、その時点でまだ登録されていない方というのは出てくるであろうと。これはいわゆる就職が難しいという方も含めて、そういうことがあるということで、来年につきましては4月の終わりか5月の始めに日弁連でそういう方を対象として、もう1回やらないといけないかなということで、ここに設定しているという状況でございます。

新規登録弁護士につきましては、お配りしました資料 8 5 - 3 というものがございます。 新規登録弁護士研修ガイドラインと書いてあります。それをご覧いただきたいと思います。 一応、新規登録弁護士には日弁連としてこういうガイドラインを設定しまして、これに沿ってそれぞれ各弁護士会、あるいはブロックで研修を行っていただきたいという形で実施しております。

この中で研修の内容としては集合研修、集まっていただいてそこで講義、あるいは討論等をやる研修と、それからその後ですが、選択項目というのがございます。これは各種色々な事件についてのものです。比較的特殊とまでは申し上げませんが、基礎の上に載っている科目ということで考えました。

それから、その次の4ページのところに個別研修というふうに記載があります。個別研修については一般の法律相談を1回以上行ってくださいとか、あるいは国選弁護を1件以上やっていただく、あるいは当番弁護も1件以上やっていただくという形をとっていまして、それについてそれぞれ報告を出していただくというような形で進めております。その他に会務の研修等もございますが、ちょっとそれについては割愛させていただきます。

今のところ、この研修につきましては、最初の集合研修については全国的にほとんどもれなく行われていることは間違いないのですが、その上の選択項目についてどれだけできるかということについては、それぞれの弁護士会とか地方によって色々違いがございまして、なかなかすべてできるという状況にはないということで、これにつきましては今検討しております。新たな方法を何とか思考していこうということですが、後でまたそれはご説明する機会があるかと思います。

それから必修の各実務の研修ですが、これについては、それぞれの会の実情にうまく合わせてやっていただくという形にしておりまして、実はこれは昨年度改定されておりますが、その前はそれぞれ2回以上やってくださいという形になっておりました。それが1件になっているのですね。ちょっとこれは少なくなってしまっているのでどうなのかという

問題がちょっとあるのですけれども、新規登録弁護士が増えた関係で、国選等を割り当てることがなかなか、特に大都市を中心にしまして難しいということで、とりあえず1件ずつということで現在行っております。

それから、また資料 8 5 - 2 の表のほうに戻っていただきたいのですが、その後に 5 条研修というのがございます。 5 条研修というのは、弁護士法で司法修習を修了していないその他の方々の研修ということで行われております。これは、大体 8 月の後半から 1 0 月ぐらいにかけまして集中的に行われております。この成績表をもとにして法務省が認定をするという形をとっています。

現状では日弁連のほうの研修内容につきまして法務省に連絡をしますと、大体おおむね 意見が一致しているといいますか、大体試験結果と認定の通知がほぼ一致しているという 状況になっています。

それから、その次夏期研修でございますけれども、これはたまたま関東ブロックでは今日行われております。この夏期研修の中にそれぞれ倫理研修を一コマ設けるという形で運用をされています。夏期研修という名称ですので、大体7月から8月に行われております。これにつきましては、この研修内容をとりまとめました研修叢書というものを毎年作成しております。かなり内容も高度なものも含まれているということで、これは全会員を対象として、希望者で行われています。

それから、その下に特別研修、通常私どもはライブ研修と呼んでおりますけれども、これは全会員を対象といたしまして、主に日弁連ではこの会館の2階の講堂クレオで行いますが、そこを使うことと同時に衛星中継で弁護士会にそれを放映しております。

今年のライブ研修の主なスケジュールは、資料 8 5 - 6 に記載されております。主に研修センターが各委員会等にそれぞれお願いして、そのときアップツーデートな問題を研修するという形をとっております。今大体ご説明しましたところが、現在行われている研修の概要でございます。

現在の課題といいますか、それについて私どもの把握しているところとしましては、や はり急激に弁護士登録数が増えているということで、新規登録弁護士の質をどういうふう に確保していくかということが、やはり第1番目の問題だと捉えております。

それからもう一つは、弁護士も地方におきましても最近は専門はというふうに聞かれる というような時代になっております。そういう意味では、やはり専門性を高める研修とい うのがどうしても必要になるだろうということでございます。

それと同時に、あと倫理の関係としましては、色々新聞を賑わせるような記事もたくさん出ておりまして、どうしても数とともに色々問題の事案も増えているということもございますので、倫理研修についてどういうふうに対応していくかというようなことであります。

それと同時に、あとは実際に研修全体を日弁連の中での制度、機構をどういうふうに整備していくかというようなことが問題になっています。現在検討しております新登録弁護

士の研修の関係につきましては、一応基礎的な研修も本年度中に試行的に始めてみようということになっています。これは、先ほどもちょっと出ましたが、e ラーニングという方式で日弁連のホームページの中に会員ページがございます。そこに特別なID番号を与えまして、それを入れていただくと研修が受講できるというようなシステムを考えています。

そこには、研修を受講するだけではなくて、色々な書式だとか、そういうマニュアル的なものを合わせてそこからダウンロードできるようにするというようなことで、まず基礎的な研修をしようということでございます。

現在考えているテーマとしては、消費者問題一般と、いわゆるクレサラといいますか債務整理の問題、それから破産手続の問題、それから交通事故の処理ですね。それから民事保全手続、戸籍とか不動産の登記に関する基礎的な部分を勉強してもらおうというふうに考えています。

とりあえず今年はeラーニングの方式というのをとろうということで考えておりますけれども、実施状況によってこの発信方法も変えていかなければいけないということを考えております。

それから、先ほども申し上げました新規登録弁護士の研修ガイドラインといいますか、 ここの関係ですが、実際に正直に申し上げまして、研修センターとして実施状況について 細かい調査というのは十分にできておりませんでしたので、これについても本年度中にそれは全部一回把握し直すという作業をする予定です。

次に、専門性を高める研修の関係ですが、これは先ほどの特別研修、ライブ研修がそれに該当するものでございますけれども、先ほどお話ししましたように、一応各委員会にお願いしまして、それぞれ例えば消費者問題対策委員会であれば例えば金融消費取引と機構の関係の問題をやるとか、そういう形で色々セットしてもらっているわけです。ただ、全部同じようなレベルで、同じようなものができるというのはなかなか難しいということもございますので、講演については一応研修センターのほうとしても一定の枠を持って、新しい研修センター独自の企画を見つけられないかということを現在検討しています。

それからもう一つの問題として、これはまだ現実に可能かどうか、まだ確認はできていないのですが、法科大学院制度活用の問題を考えています。現時点では、法科大学院の中にもセンター発展選択科目というのがございます。ですが、どうも必ずしもそれぞれ選択科目ですので受講者がそれほど多くない。しかし、そこには非常に優秀な講師の方もいらっしゃるということもございますので、一定枠の弁護士の聴講制度というものを考えられないかということで、これについては今後法科大学院センターのほうとも協議しまして、何らかの方法がとれないだろうかということを考えております。ただ、聴講ですと非常に受講料が高くなるという問題がございまして、こういう問題も克服しなければいけないということになっています。

それから、次に倫理研修ですが、倫理研修につきましては、これまで色々資料を整理しておりましたけれども、ごく最近の資料というのは今まだできておりません。職務基本規

程ができましてから、まだ3年ぐらいだと思いますが、これらの内容につきまして懲戒の 事例集を、これは懲戒委員会が冊子を検討しておりますので、そういうものを含めて改め て新しい形の研修材料にしたいと考えております。

あとは組織的な問題につきましては、色々内部の問題となってしまうのですが、なかなか人員的な問題で非常に苦慮しておりますので、その辺をどういうふうにしていくかという今後の問題がございます。

それから専門的な研修との関係で、やはり専門認定という問題が、どうしても次の課題として必ず出てくるのだろうと思います。例えば弁護士の専門の認定をどうするかについては、弁護士業務改革委員会というところで検討をしていただいておりますが、現時点ではちょっとストップ状態といいますか、非常に難航しております。そういうことで私どもとしましては、そちらの委員会の検討はお願いすると同時に、ABA等で認定の基準を設けておりますので、国際室を通じましてそういう資料を今集めて検討しようということを考えています。

何が問題かといいますと、専門というと、専門をだれがどういうふうに保証するのかという問題にどうしてもなってくるものですから、非常にここが難しいところといいますか、海外の法令文が非常に難しいところになっております。

それに代わるものがないかということで、一つ今ありますのは、犯罪被害者の支援弁護士を法テラスで紹介するときに精通弁護士名簿というのを作っております。精通というのはどうなのかという議論が一つございますが、今のところ犯罪被害者の支援弁護士の精通度というのも、それぞれ色々違いがございまして、本当にたくさんやってらっしゃる方もいますし、日弁連の研修を受講されたというレベルの方もだいぶいらっしゃるわけで、なかなかまだこの辺は一般的に使用できるかどうかということについては、ちょっと議論が必要であろうと考えています。

ただ、今年の秋から弁護士の情報発信をしたいということで、日弁連のホームページに 各弁護士及びその取扱いの分野、その他の紹介を入れた案内を出すように今考えておりま すので、その中の方法というのも一つこれから検討する材料だと思います。

あと、一番無難なやり方としましては、専門については取り扱い分野という形での紹介とするのが今一番いいかなと思っています。弁護士会内部的にはやりやすいところなのですが、なかなかこれが難しいのかなという点は、それだけですと逆に今度それ以外はやらないのかと言われて困るという色々な議論がありまして、非常にそこのところは困っております。

ただ、その問題は別にしまして、専門の表示ということについてやはり一定の事件を取り扱ったことを要件とするのかどうかということは、一番問題になってくるだろうと思います。そういう意味で大阪弁護士会は、専門の講習を受けた弁護士に対して名簿登録をしまして、弁護士会が事件を紹介するという制度をとっています。そういう方法をとることによって一定の専門性を確保しようとしており、これからの方向性としては検討する内容

になるだろうと考えています。

ただ、問題となりますのは、日弁連全体としますと、小さい弁護士会などによりましたら紹介に足りる事件数があるかどうかとか、そういう問題がございますので、これからそういう地方小単位会が非常にそういう点では問題になると考えています。

それから、先ほどe ラーニングについてはご説明しましたけれども、このシステムとしてテレビ会議システムの利用も改めて考えています。これまで日弁連は、テレビ会議システムがございましたけれども、大体日弁連も含めて5地点を結ぶ制度でございます。現在これから導入する予定のものは、全国各弁護士会にテレビ会議システムが全部使えるような形、それからそれぞれ支部等で希望するところにも入れられるという形を考えております。その場合には日弁連が開催しなくても、それぞれの弁護士会同士での会議もできるというシステムにするつもりで考えております。これができますと色々な委員会で、もちろん会議もありますけれども、比較的少人数の研修等に非常に役に立つのではないかと考えております。

また、中にはライブ研修にはなかなか向かない、それほど受講者が多くはないのですが、 それでもやはり必要だというものについて、いわゆるマイナーな研修についても可能にな るのではないかということを考えております。

今後の問題としましては、先ほどの新人登録弁護士の研修なども初級・中級、あるいは 専門研修という形で段階を経ていくようなシステムを何とか確保していきたいということ など、これでは講師の確保等非常に難しい問題がございます。それからコンテンツといい ますか、材料をどういうふうにして保有していくかというようなことも問題がございます ので、そういうこともまたこれから検討する材料だろうと思います。

また、法務研究財団がございますが、法務研究財団と研修との関係とか、それから研修センター自体が今の組織でどこまでできるのかということを含めて、次の課題ということで検討しているという状況になります。大体以上です。

(中川議長)

ありがとうございました。では、ご質問、ご意見を委員のほうからお願いいたします。 (吉永委員)

この間、弁護士さんの質の向上に日弁連が初の顧客調査というのが新聞に出ていましたよね。日弁連の方のこれまで評価や顧客の満足度を考えてこなかったというコメントを見て、そうだったのかと思いました。つまり能力の向上と顧客のためにどう活かすのかという、これが一番基本の問題だと思うのです。7月に相談者に何か話を聞いてくれましたかとかというアンケートを今なさっている最中なのですね。

これについて来春に結果が分析されるということなのですが、これは先ほどおっしゃった法務研究財団が調査をなさっているということですか。この結果をどういうふうに今後の研修に活かされていくのかと。これが一番根幹になる部分かなと思うのですが、それはこの計画表の中には入っているのですか。

(松本副会長)

この計画表の中には、具体的な内容を前提にしたものというのは入っておりません。た だ、ある程度こちらとして予測できる点については含めて考えているのですが。

(平山会長)

日弁連のほうに弁護士業務総合推進センターを作りまして、そこでアイデアを出して、 それで法務研究財団にお願いしている。

(吉永委員)

どのぐらいのサンプルでとるのですか。

(平山会長)

全弁護士のところにご相談にいらっしゃった方に行おうと。

(中川議長)

それは研修とは直接関係はある調査なのですか。

(平山会長)

将来的には当然関係してくる。何が今問題なのか。まず知らないと、さっきおっしゃったとおりでありまして、自分たちがまるで1人でやってきたというところもありますので。ですから、やはり世間から見てそれはどうなのだと。自分でできると思っているだけじゃないのかという部分がありますので、それを客観的につかもうということです。

(松本副会長)

弁護士の質との関係につきましては、弁護士を対象にしたアンケートを別に始めております。それには自己評価するものと、例えばある程度年配の弁護士が最近の若い方を見てどうですかという質問とか、そういうものも含まれて幾つかの形でそれを検証してできないかという、そういった形でおこなっております。本日の配付資料の中にもございます。

それとクライアントに対するアンケートの関係では、研修実績関連の内容では多分なかったのではないかと思っているのですが、それより弁護士の対応がどうかとか、どういうふうにしたらアクセスできるのかというほうが中心になっています。

(吉成副会長)

研修とは直接ではなくて、要するに市民のニーズを満たしているというか、あるいはそれに応えているのかいないのかということの調査だと思います。

(松永委員)

すみません。事前の配布資料でここの中に調査項目が入っていたのですけれども、この 調査は実施されたということでしょうか。

(明賀事務総長)

具体的にもうやり出しています。

(松永委員)

事前に資料を読んでいて思ったのは、現在あなたご自身は、豊かな人間性・感受性があるという趣旨の記載となっており、最近の若手弁護士はどうですかという聞き方をされて

いるのですが、ここでおそらく出てくるのは、自分は高くて、最近の弁護士は低いと、想定されての質問かなと思いました。調査表で本当に別途客観的なデータをとるとしたら、年長者と若手と中間と、それぞれがどれぐらいの認識のギャップがあるのかというところを見られたほうがよくて、自分は豊かな人間性があるけれど、若手は最近は勉強もしていないようで人権感覚もなくというつくりになっています。その結果が数値で出てきてもどうかなということをちょっと感じました。

それからもう一つ、いただいた資料で細かいことなのですけれど、例えば7ページ目の一番最後の行、弁護士としての営業スキルということで、「報酬取立て能力」というのはちょっとどう考えても取り立てというのは報酬とあわないし、弁護士に取り立てなんて言っていいのかどうかという、見れば見るほど驚きました。

それで26ページ目の質問(6)のところの複眼的思考部分で、「そこそこの人権感覚」という選択項目がありますが、この質問は、今までこういったサーベイということに慣れてらっしゃらないなという一般感情を抱きました。

(平山会長)

これは日弁連法務研究財団のほうに、「法曹の質」研究会というのをお作りいただいて、 作ってもらったものです。ですからいわば非常に極端ではあります。

(中川議長)

しかし、やはり内輪の論理で作られていますから、顧客の関係で業界内のこととか、指摘があるのですね。

(吉成副会長)

この調査は、学者の先生が中心ということでしょうね。

(中川議長)

あまり弁護士さんとのお付き合いがないというか。

(平山会長)

学者ですね。

(中川議長)

だからこれはこれで完結しているのだけれど、適切な視点がちょっとという感じはしますし、取り立てとかは業界用語なのですね、法曹界の皆さんは、十分これでわかるのですが。

(片山委員)

すみません、よろしいでしょうか。ちょっと三つほどお伺いしたいと思います。一つは、 弁護士の評価の問題なのですけれども、研修をされてスキルアップをしたり、それから倫理的に向上したりということだと思いますが、それが顧客から見てわからないのですね。 やはり当たりはずれがあるかもしれないし、弁護士会として研修に努められれば全体としてのレベルは上がるのでしょうけれど、やはりその中でも当たりはずれがあるということで、顧客にとっては当たったかはずれたかがそれがすべてですから、例えば最近は非常に 評価というのが普遍的になってきて、法科大学院なども評価しますし、色々な今評価というのは出てきています。

学校教員については、10年間でもう一回再研修をして、それで振り分けて評価の低い人は更新しないと、このような時代になってきたのですけれども、これは何か今でもあるのですか。例えば、大学だったら今準教授、昔の助教授と教授みたいなのがありますけれど、弁護士はなったら皆さん一緒で、医者もそうなんですけれど、何か研修の成果だとか、成熟度だとかそんなのが顧客からわかるようなことができないのかなというのが一つあります。検定とか、最近の流行で言えば資格認定とか、それがもし何かあったら教えてください。

それから二つ目は、さっき松本副会長が専門性についての研修のことを強調されていましたが、私は非常に必要だと思うのですね。ただ、一方でごく基礎的なことが忘れられている面がありはしないかということも気が付きます。といいますのは、今、新潟県でまた地震がありましたけれども、私が鳥取県の知事をやっているときに大地震がありまして、そのとき家屋が相当倒れて、そこで問題になったのが住宅再建をどういうふうにサポートするかということだったのですね。最初、鳥取県で独自に住宅再建の支援をしますという話をしようとしたら、政府が真っ向から反対しましてやってはいけないのだと言う。やれないのかとだとも言う。いや、お金をくれと言ってないですよと、独自のお金でやるのだから、別に関係ないでしょうと言ったら、いや、国の金であろうと県の金であろうとそういう個人の財産形成に公金をつぎ込むことはまかりならんとこう言うのですね。私は東京へ来て、そういうことを言っている人たちと会い、そんなことないでしょと言いましたが、できないのだと、憲法違反なのだと言うのですね。それで、憲法第何条に書いてあるのですかと言ったら、そこで議論が終わったのです。憲法違反だと言っている人たちが、憲法第何条という根拠など何も持っていなかったのですね。

ところが、それが平成7年の阪神・淡路大震災のときに、やはり同じような問題が提起されていて、何らかの住宅再建支援が必要なのではないですかということで、被災者支援の人たちがずいぶん運動されたのです。その中心は弁護士であり、大学の教授だったりしたのですね。その人たちが運動して、政府に話をしたときに、「できないです、憲法違反です。」と言われて、そうですかと言われてみんな納得していたのですね。

鳥取県で、私が、「第何条ですか」と聞いたら返事がなかったから、それでやってしまいました。その後で神戸の弁護士会の人とか色々な人が来られて、「いや、よくやっていただきました。」と言って、ずいぶんお褒めにあずかったのですけれども、皆さんどうして憲法違反だと言われたときに、憲法第何条ですかと聞いてみなかったのですかと言ったら、誰もそんなこと気が付かなかったというのですね。よくよく考えたら、憲法は司法修習が終わった段階でほとんど見ていないと。最近憲法訴訟なんてないですから、だから個々のケースで憲法のことを、憲法の基本的人権だとか、色々な憲法の理念だとかそういうものは頭に入れながら個別のケースにあたっていないと言うのですね。それで本当にいいのかな

と私は思いまして、憲法訴訟というのはほとんど例外的にしかないでしょうけれども、だけどやはり法律を扱う人は常に憲法の問題などというのは頭に入れておかなければいけないのではないか。そういう意味での研修というのは必要なのではないかなと思うのですけれどね。

その後、色々な弁護士の方に会ったときに、「憲法はいかがですか。」と聞くと、「いや、 見ないですね。」と、やはりそれが大体の反応ですね。したがって、憲法などの研修も重要 なのではないでしょうかということです。

三つ目は、倫理研修とか本当に必要だと思います。最近の法科大学院は倫理が入っていますよね。法曹倫理というのが。それからあるべき法曹像というのをちゃんと教えていますかとか、その教え方は適切ですかというのが、実は法科大学院の評価の基準にちゃんと盛り込まれているのですね。日弁連法務研究財団が、法科大学院の評価をやっていますけれども、その中の評価基準にはちゃんとあるべき法曹像を提示しているか、それの提示の仕方は適切か、法曹倫理はきちっとカリキュラムとして組まれているかという項目があるのですね。

そうすると、昔と違ってきたのではないかなという気がするのです。昔の法学部はそんなものはやっていませんから、あると言えば法哲学とか、法律とは直接関係ないかもしれませんが倫理学、そういうのはありましたけれど、確かに法曹倫理などはなかったので、そういう意味では法科大学院を出てきっちりばっちり履修している人は、今までの弁護士の皆さんとは基盤が違うのかなと思うのですけれど、その点を弁護士会としてどう捉えておられるか。これは皮肉でも何でもないですけれど。三つ、ちょっとせっかくの機会ですから伺ってみたいと思います。

(松本副会長)

資格の認定について、ご承知のとおり一旦登録してしまいますと、その後それを担保するだけの何らかの検定があるかというと何もないというのが実情です。それに代わるものといいますか、そういうことで今改めてとりあえず研修の構築をしていって、先ほど申し上げました幾つかのステップをクリアしていくような形でやるしか方法がないのかなと思います。ただ、試験をするというのはなかなか実際にできるのかどうかというのがちょっとあるのですが、なかなか抵抗感もあって実際のところ難しいのかなと思っています。

それから、片山委員がおっしゃった憲法の研修はおっしゃるとおりだなと、私もそう考えております。あるとき最高裁にいた大野先生とお話ししたときに議論の中で、パッと先生がこれは憲法何条だよねとそういう発想をされたわけですね。やはりなるほどすごいものだなと私も思いましたけれども、正直言いまして実定法のところで議論しているとなかなか憲法までいかないというのが実情ですので、そういうところというのは、やはりよく考えてみる必要があるかなと思います。貴重なご指摘だと思います。

改正問題も含めて憲法の委員会を各地に作ろうという今運動も行っておりまして、その 中ではもちろん中心になる幾つかの問題がございますけれども、それ以外に憲法全体につ いてもやはり検討していくということが必要だと思いますので、そういったものも一つ役 に立つかなと思います。

法曹倫理は、おっしゃるとおり一応各法科大学院では当然必修科目として出ておりますので、それなりの知識を持ってこられる、いわゆる法学部とは違うという意味ではおっしゃるとおりだろう思います。ただ、なかなかやってもまた忘れてしまうということがあります。私も今日は30年目で研修を受けたのですが、そうだったなと思い出すところもまた色々ございますので、繰り返しやはりやる必要というのは当然あるだろうと思います。その範囲ではやはり価値もありますし、法科大学院でやることは当然その前提となってもう少し質の高いものになっていけばと思っております。

(菰田事務次長)

事務次長の菰田です。少し法科大学院の関係で少し補足させていただきます。法科大学院の倫理の講義というのが必修であることは間違いないのですけれども、その内容というのが必ずしも法律実務家が教えているとは限りません。そういうバラツキがまだ非常に多い状況で、毎年すべてのカリキュラムについてシラバスを取り寄せて検討はしているのですけれども、いずれは、まず質をある程度最低限以上の均一化をしてもらうという方向でこちらも何らかの情報提供をする必要があると思います。それと同時に、そうなった段階で倫理研修、特に新規登録弁護士の研修でどういうふうにそれを活かしていくかということは検討していかなければいけないのではないかというふうに思います。

(中川議長)

この問題はフット委員が言われたことでしたが何かございますか。

(フット委員)

細かい話になると思いますが、まず義務的なものは新規登録と5条研修と、あとは倫理研修だけですね。その実施母体といいますか、その研修を行っているのは弁護士会自体ですか、それとも教育機関と手を組んで教育機関に依頼したりするものもあるのか。具体的にどこが行っているのか。例を挙げていただければいいのですが、どういう中身の研修になっているのでしょうか。例えば、倫理研修に対してどういう材料を使って、どういう観点から行っているでしょうか。

(松本副会長)

倫理研修につきましては、大体一つの事例をいくつかセットしまして、それを検討していくという形をとっています。どうしても人数について、それぞれの弁護士会で少人数のところでしたらば、全員が話をしていただくということができますので、そういう形でグループディスカッションをするという形をとっているところもかなりございます。本日開催しました関東弁護士会連合会などですとかなりの人数ですので、各地からそれぞれ何人かの方にパネリストのような形で出ていただき、それぞれ意見を出していただいてとりまとめをするという形でございますね。大体刑事の倫理の問題と、民事の倫理の問題、大体その二つのパターンに分かれているような形です。

各研修につきましては、一応日弁連、あるいは弁護士会が行うという形でありまして、 外部に委託して外部の機関がやるという形ではございません。

5条研修については、一応法務研究財団が実施しております。ですから、半分外部という感じでしょうか。

(フット委員)

この専門化が進んでいる、そういう弁護士で特別研修の形ではなく、大学院に通ったり、 あるいは別なところで勉強したりするということもあるだろうと思いますけれども、それ に関するデータは弁護士会としては取っていますでしょうか。

(松本副会長)

確かに自己研鑽、自分で行かれてやっている方というのはたくさんいらっしゃるわけで すけれども、それを弁護士会で把握しているかというと、それは把握しておりません。

(菰田事務次長)

第二東京弁護士会は研修義務化していて、外部の研修でもいいようにされています。そういうことでデータは取れています。

(吉成副会長)

報告を受けて認定します。外部研修であっても会員の研修義務を果たしたという認定は しておりますが、もちろんデータとしては入力するのですが、それを特に系統的にはして ない。数としてはやはり本当の外部の研修は少ないです。ないことはないですけれども、 少ないですね。

(井手副議長)

専門性の関係なのですけれども、そろそろ客観的な専門分野に関していえば、資格制度的なものが必要な時期になっているのではないかなとも思うのですね。私も最近知ったのですが、麻酔医の世界では、いわゆる専門医というのは一つの資格なのですね。我々一般用語として見ますが、その上にさらにスキルが上がっていくと、今度指導医という資格がある。それがちゃんと履歴書にも書けるような形になっているのですね。当然、それは医術知識等の詳しいことは存じ上げあげませんけれども、基準があるとは思います。弁護士会においてもこれだけの専門性に関する顧客のニーズがあるということを考えれば、この研修の受講とそれから実務の経験と組み合わせたような形で、何らかそういう資格制度というものを考えるというような議論はまだないのでしょうか。

(松本副会長)

現実にはございます。ただ、その議論を実際のところ言いますと、だいぶ長くやっているのですが、なかなか結論が出にくくなっていると聞いています。これは私が直接担当している分野ではございませんけれども、そういうことで、そういう状況なのですが、執行部としてはやはりそろそろそれを、内部でいつまでも議論をしていて結論が出ないまま、じゃあ結論出ないから何もしませんよというわけにはいかないだろうということではいけないと思っています。ある程度そちらの検討は検討としてやっていただくのと同時に、何

らかの方法を考えなくてはいけないということで、先ほどちょっと申し上げましたけれども、私どもが参考にするとなるとやはり A B A が一番その研修では進んでいるのではないかと考えておりますので、そちらの資料も今検討してもらおうということでやっているという実情です。

ですから、実際上まだ今すぐというわけにはいかないのは、誠に申し訳ないと思っています。

(吉成副会長)

議論としてはそれこそ10年以上前から、日弁連でも、あるいは各単位会でも当然研修のあり方ということも含めて、専門認定を弁護士会として取り上げて議論はしてきているのですが、さて、じゃあ実際何を基準で、しかもその基準を仮に立てたとしても、どういう情報なりを得られるのか、ふさわしい情報を個々の弁護士について得られるのか。そのための研修制度をどう立てるべきなのかということで、なかなか答えが出ないという実情です。

(平山会長)

最大の今までの問題は、それを例えば弁護士会で作った場合、弁護士会がどういう責任を負うのだという点がいつも問題となります。そのため、踏み切れないでいる。会員の中にも二つの考え方があって、そういうのを積極的にやろうという方とそうでない方といる。非常に難しい問題は、弁護士会が例えばAという専門分野についてこういうふうに認定した場合、その方がその道で間違いを犯した場合に、弁護士会は責任を取るのかという問題が常にありますね。

(中川議長)

その点は、やはり内輪の理論、文化でそういう考えがあるんだと思うんですけれども、 顧客サイドから見ますと、医者と一緒ですね。心臓外科、脳外科、内科、あれについては 責任取ってもらおうと思ってはいないですよ。どこへ行ったらいいのかということがむし ろずっと大切です。この問題は、どの弁護士事務所が一番適切なのかということがまず必 要なのですよね。そこが間違いを犯すか犯さないかというのは、その次の問題でありまし て、それよりももっと大切なことは、専門の弁護士さんがどこにいるかと、そういう人が いて、そこへ行けば他の弁護士よりはその専門分野に関しては信頼性があるだろうという ことのほうが大切だと思います。そっちのほうを顧客はより強く求めているわけで、その 責任云々の問題は、これは内輪の問題なのですね。

(平山会長)

そうなのですね。ただ、率直に言って今までは常に市民の側に立たないでいたのだと思います。

(清原委員)

その点についてよろしいでしょうか。弁護士さんの中には、ご自身がこういう分野が得意ですということで、特に最近では金融関係の色々なトラブルが生じている場合に、我が

弁護士事務所はこの解決には大変長けているということを、むしろ法が許す範囲で、「宣伝」 という表現よりも「ピーアール」されている事務所もおありになりますね。

つまり、第三者的なガイドラインや評価基準がなくても、弁護士さんの中にはまさにここにある独立自営のプロフェッションの経営の観点からそういうことをされているところもあるわけです。そうしたときに、先ほど中川議長もおっしゃいましたように、それをもう一方の第三者の軸、あるいは客観軸で何らかの評価もされているのであれば二重の安心になるわけですが、それがないまま弁護士さんがそれが得意と言っても、大丈夫だろうかなという印象がもたれると伝えられることもあります。

ですから、一方で何らかのガイドラインというか、それが研修のことなのか実務のことなのか、その組み合わせでと松本副会長がおっしゃいましたけれども、そういうようなものが何かさらに深く検討されればいいなと思いました。

それから発言が続いて誠に恐縮なのですが、今日、このいただいておりました「法曹の 質の検証方法に関する研究報告書」の9ページのところに、法曹の質についての仮説をこ の検討メンバーの皆様が設定されていて、後段に法曹の質の構成要素を(A)(B)(C) (D)(E)と分類をされています。この(A)の人格識見に関する要素、(B)の法実務 に関する要素、(C) の法創造・立法に関する要素、(D) の独立自営のプロフェッション (経営)に関する要素、そして(E)の公益活動への意欲と能力に関する要素というよう に、これは研究者の方がこういうふうに仮設を設定されたわけなのですが、これはまだ今 年2007年に発表されて、まさにこれから研究が深められると思うのです。そこで、こ ういう客観的な分類が仮にできたとして、あるいはここにある資料85のような出澤先生 が書かれた弁護士に必要なスキルということと、それから今日ご説明伺った研修のプログ ラムを見ますと、やはりどちらかと言えば専門領域に関する研修とそれから求められる倫 理研修というのが、やはり骨格としては多く存在するのだと思います。今回分けられた五 つのところでいけば(C)とか(D)とか(E)とか、先ほど憲法についてとかございま したし、また経営ということや、あるいは公益性とかということについての研修の内容と いうのが、なかなか今までは力が入れられていなかったのかなというふうに拝察いたしま した。

それは研修事業の年間スケジュールに、どうしても年次別に義務化されている倫理研修と社会的責任を日弁連さんが果たそうという柱と、新規登録や5条研修のような、要するにこれから弁護士さんとしてより自立をしていただく皆様を後押しするような研修が軸になっているので、「経営」だとか、例えば「公益的な活動」だとかというところについては、どちらかというと比重が低かったというふうに拝察します。

けれども、今回研修の細かいところを見ましたら、やはり裁判員制度に向けて、ポジティブに受け止めていただいて、今回ライブ研修の中にはケースセオリーの設定とプレゼンテーションの技術ということでプレゼンテーションということも積極的に取り入れられて、単純に弁護士さんが扱う領域の専門性だけではなくて、これからの司法制度改革の中でど

のように弁護士さんがその存在をきちんと証明し、役割を果たしていくかというところも含まれていると思います。細かく見ておりませんが、ひょっとしたら一部経営的なことも、事務所経営のことも入っているのかもしれませんけれども、ぜひ、この「法曹の質」研究会がやはり本当に客観的に示されているような仮説の中身などを活かして、研修体系についても弁護士さんが直面している現代的な課題解決のための研修を対応させていくというのが、有効ではないかなと感じました。

ちなみに、この市民会議には、井手副議長、土屋委員、あるいは吉永委員もメディアでご活躍なので申しますが、メディアという存在はこれからもますます重要になってくると思いますので、メディアとの付き合い方とか、メディアにどう正しい弁護士活動を示していくかとか、そういうことも私は軽視せずに積極的にカリキュラムの中に入れていただいていいのかなと思いました。失礼しました。ちょっと余計なことも言ったかもしれませんけれども、ぜひせっかくのこの調査研究とこれからの研修プログラムが有効に結び付くような取り運びをしていただければありがたいなと思います。

(中川議長)

ちょっと一つ申し上げます。これは私の意見なのですが、ちょっと不安感とかいうか、 大きく言いますと、これから新規の弁護士さんとかたくさん出てこられるし、それから職 域の拡大も考えられるし、それに対して今の弁護士会連合会、あるいは弁護士会の取り組 みが十分になるだろうかという基本的な不安なのですけれど、結論から先に言いますと、 弁護士さんと裁判官とは違うのですが、もうちょっと常設的な研修センターというか研修 所というか、そういうものを設けてはどうかと思います。これはお金の問題もありますし、 人の問題もあって大変なのですけれども、それぐらいの意気込みでやるべき事業ではない のかと思います。

といいますのは、私も6000人ぐらいの社員の会社だったのですけれども、研修ということは一番大切な経営事項であるという位置づけなのです。人間を育てるということは、それは最大の重大事項であるということで、役員研修から始めてずっと数次の回数にわたって、しかも途切れることなくやっていくと。そのためには専任の人間がおりまして、色々なノウハウを持ってやっているのですが、研修につきまして一番大切なのは蓄積なのですね。色々なデータの蓄積、それから教員の蓄積、それから教育課程におきまして色々な問題が出てきますが、そういうものの蓄積ですね。この蓄積がないと、なかなか研修の実というのは上がってきません。というのが私の経験でありまして、そのためにはやはり常設の何か機関みたいなものが必要で、そこに専任の人がある程度いるということでないと、なかなかノウハウが蓄積していかない。

ですから、弁護士会全体の将来みたいなものを考えますと、さっきから議論がありますように、いわゆるナレッジだけでなくて質の面、大きな意味での質の面の向上というのが本当に大切になってくると思います。これは国民の信頼を得るというためにも、一番大切なことだと思うのですね。

ですから、弁護士会、連合会で、手弁当でやるということを少し検討したほうが良いと思います。それ以上の何かどういうやり方があるのかよくわかりませんが、もうちょっと大きな組織、法務総合研究所みたいなものができれば、それは一番いいと思うのですけれども、あれほどでもなくても、少し国家レベルといいますか、高いレベルのそういう研修センター、あるいは研修所というものをお考えいただいてもそれは全然無駄ではないのではないかなという感じがするのです。

(平山会長)

今日、実は冒頭に私のほうが申し上げましたのは、今中川議長がおっしゃっているのと同じですね。そういうふうにすべきだという。ただ、まだちょっとみんなの理解が得られていない部分がありますけれども、そこまでいかないと、法科大学院に全部任せるというと、なかなかこれはやはり難しい。少しずつ弁護士会が責任をもって研修というのをやっていかないと、持たないなというのが私の考え方です。

それには職員も、例えば1名しかいないとかという状況では、とても持たないというのを私は総長に言って、総長もその気になっておりますけれども、そういうふうに実は進めていきたいと。しかし、1年ではなかなかできませんので、これからスタートしましょうということで、今日はなんかちょっと冒頭ではりきってお話ししましたのは、まさに中川議長が今おっしゃったようなことをやろうじゃないかというようなことを申し上げております。

ぜひ、何かやっていかないと、例えば弁護士が5万人いるというようなことにいずれなると言われておりますけれども、その中では、今のような研修では持たないというのが私の考え方ですね。ぜひやりましょうということで。しかし、相当予算かかりますの。ABAでは何か予算の半分を使っておられるということを聞いたりしましたので、ちょっと我々の弁護士会は予算の半分も何もいってないですよね。日弁連は、こういうことをやはり考えていかなければなりません。

(中川議長)

法曹三者の協力というのは必要ですよね。

(平山会長)

特に弁護士会は研修の基盤だというふうに我々はまわりに言っているわけであります。 数も増えていきますし、それはやはり研修も相当我々が力を入れてやっていかなければい けないというようなことを思っております。どこへ行っても申し上げているのですが、ま だまだ スタートするに至っていないということで、ちょっとお待ちいただきたい。

(中川議長)

今研修予算は、全体のどれぐらいでしょうか。

(明賀事務総長)

研修自体の予算は、非常に少ないですね。日弁連の今の全体の予算が、年間40億ぐらいで、松本副会長が担当している研修センター自体の予算1000万ぐらい。その研修セ

ンターが行う研修の事業費として 1 億 4 0 0 0 万円の予算を組んでいます。大体 4 % ぐらいの感じですが、それは研修センター自体のみです。他にも色々な形の研修をやっていますが、そういう直接的な部分では非常にパーセンテージが少ないですね。だから、その予算を拡大したり、議長が今おっしゃったみたいに、単に日弁連だけではなくて、もっと専門機関的なものをどう作るかみたいなことも視野に入れて取り組む必要はあるのではないかと思います。(注:事業費予算は約 7 億円なので、事業費の中の研修事業費は約 2 0 %となる。)

アメリカだったらABAもおこなっていますし、例えば裁判官だったらナショナル・ジュディシャル・カレッジといって、非営利法人みたいな全国の裁判所、裁判官を研修するセンターがあるのです。そういうような形で、常にそういうところが常設的にやって、色々な人が研修に来るというような形になっています。日本でも裁判官もそうだし、検察官もそうですけれども、弁護士がいつでも研修できるようなものを作っていくということは、近い時期に必要になってくると思います。

(中川議長)

特にできないからもう弁護士会にお任せをすると、この点がちょっと私も気になるので すけれどね。何か方向が逆のような感じがいたしまして。

(吉成副会長)

本当にやろうと思っていたら、職員と嘱託弁護士とそれぞれ数十人規模で取り組まなく てはなりませんね。

(平山会長)

今、職員が1人でおこなっています。

(フット委員)

私は、もともとこういったテーマを出したものですけれども、アメリカにおける継続的 教育の義務化には、義務の点もあると思いますが、必要としない弁護士はたくさんいます。 暇がなくても、いくら忙しくても自分のほうから勉強する人もたくさんいますし、また逆 に、義務化したからといって、必要のある人はそれで十分であるかどうかという点でも、 それもアメリカのような義務的なものでは足りない人は正直言っています。

しかももう1点、アメリカの場合は、弁護士会が提供するものもありますけれども、その他に教育機関が提供したり、まさに弁護士の研修のためのものもできていますので、ですからそこにはクオリティ・コントロールの問題は当然に出てきます。その中身は本当に充実したものから、それほど中身のないようなものまでありますので、そういった質のコントロールの大きな問題があると思いますが、アメリカの例を見てみますと、義務化ということだけでも相当意味があるように思います。

弁護士会が常設のものを作らなくても義務化してしまえば、そのニーズにあうような企業も出てきたり、教育機関が研修を提供したりすることが当然に出てくるとは思います。 アメリカの場合は、まさにそういうのは競争の時代で、その質の低いものはそういう競争 によってだんだんなくなっていきますし、しかも必要のないような弁護士は、別に受けなければいけないという義務が課されたからといって、そんなに気にはしないようです。彼らはもう好きでやっているから、それはそれほど大きな負担ではありませんけれども、十分であるかどうかというのは、それもまた別の問題です。

ですから、私はそういった義務化に関しては半信半疑ですけれども、場合によっては常 設の機関を作らなくても義務化をしてしまえば、それなりに他の教育機関が、今の充実し た研修を提供するようになるのではないかと私は思います。

(中川議長)

時間がないのですが、貴重なご意見として本当にありがとうございました。それでは、この問題はまだ色々ございますけれども、また時期を見て、このアンケートの結果とか、会長がおっしゃいました議論の質とか、また拝見しまして、そしてまたある時期にもう少し具体的にやりたいと思います。

(井手副議長)

今、大変一生懸命やっておられる状態ながら、一方でなかなか反応が鈍いというお話も 伺ったのですが、何か我々としてこの点についてものを言ったほうが良いということはあ りますか。

(平山会長)

ぜひ叱咤激励をしていただきたいと思います。

(3)第16回市民会議日程について

(中川議長)

それでは、本件はこれぐらいにしまして、次の第16回市民会議の日程なのですけれども、事前に照会をさせていただきました結果、現段階では平成19年11月5日、月曜日でございます。この日に8名の方がご参加いただけるということでございますので、一応19年11月5日、3時から5時ということで次回をセットさせていただきたいと思います。その後、懇親会もおこなます。5時で終わりますので、時間としてはちょうどいいのではないかと思います。ご都合のつく方は懇親会込みということでさせていただきたいと思います。その他、何かございますでしょうか。

6. 閉会

(中川議長)

それでは、これで本日の予定は全部終わりましたので、第15回の市民会議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(平山会長)

どうもありがとうございました。

了